

令和元年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和元年 6 月 13 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	6 番 土谷 勇二 7 番 久保田恒憲	
日程第 2	審議期間の決定	16 日間 決定	
日程第 3	諸般の報告	議長 報告	
日程第 4	行政報告	市長 報告	
日程第 5	報告第 1 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第 6	報告第 2 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第 7	報告第 3 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第 8	報告第 4 号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第 9	報告第 5 号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第 10	議案第 1 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	各部長 説明
日程第 11	議案第 2 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第 12	議案第 3 号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第 13	議案第 4 号	壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について	農林水産部長 説明
日程第 14	議案第 5 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第 15	議案第 6 号	過疎地域自立促進計画 (変更) の策定について	企画振興部長 説明
日程第 16	議案第 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画 (変更) の策定について	企画振興部長 説明
日程第 17	議案第 8 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 号)	財政課長 説明

日程第18	議案第9号	令和元年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第19	要請第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネルギー対策の一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。ただいまから令和元年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、土谷勇二議員、7番、久保田恒憲議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、去る6月7日に議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について協議のため、去る6月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から6月28日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告5件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、令和元年度補正予算関係2件、その他2件の合計14件となっております。

また、陳情4件、要請1件、要望1件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、6月14日の正午までに通告書の提出をお願いします。

6月18日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち議案第8号令和元年度老岐市一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

6月19日、20日の2日間を一般質問日としています。

6月25日に各常任委員会を開催し、26日に予算特別委員会を開催するようになっています。

6月28日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に、契約の締結1件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、令和元年老岐市議会定例会6月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

令和元年老岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は14件、陳情等6件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る5月21日から22日の2日間、対馬市において、「令和元年度長崎県市議会議長会定期総会」が開催されました。会議では、平成30年度後期の事務報告、平成30年度収支決算報告、令和元年度予算、各市からの提出の24議案及び、九州市議会議長会への長崎県13市共同提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。役員改選では、壱岐市は九州市議会議長会の理事を受け持ったところであります。

次に、5月30日、福岡市において、「第94回九州市議会議長会定期総会」が開催されました。会議では、平成30年度事務報告及び決算報告、令和元年度予算及び九州各支部から提出の地方財政等の21議案、全国市議会議長会定期総会へ提出の正議案3件、予備議案1件の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。

総会に続き、九州市議会議長会第1回理事会に出席いたしました。会議では、本年度の予算(案)、各支部提出議案、理事会の日程等について決定がなされました。

次に、5月31日に福岡市におきまして開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会」に出席をいたしました。会議では、議長の異動報告、役員の選任が行われ、壱岐市が副会長を受け持ったところであります。

次に、6月10日に東京都におきまして、九州市議会議長会第2回理事会に出席いたしました。会議では、国会議員への実行運動の要領について、全国市議会議長会への提出議案について協議を行い、原案どおり決定されました。

次に、翌11日に長崎県市議会議長会で、衆議院第2議員会館におきまして、長崎県選出国会議員への要望活動を行いました。壱岐市からは、「離島航空路における海上高速交通体系の維持」及び「空港の整備について」の2項目の要望をいたしました。

次に、同日午後より開催された「全国市議会議長会第95回定期総会」に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から、議員15年以上で、豊坂敏文議員、町田正一議員と私の3名が表彰されましたので、御報告申し上げますとともに、この後、伝達を行いたいと思います。

会議では、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか出席のもと開催され、表彰式の後、一般事務及び各会計報告、各委員会の事務報告並びに各部会より提出された27議案及び会長提出の5議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、3月26日に長崎市において開催されました長崎県病院企業団議会平成31年第1回定例会に、市山繁議員、赤木貴尚議員が出席されております。詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、5月から6月にかけて、三重県志摩市、長野県上田市、宮城県富谷市議会の12名の議員の皆様がSDGsモデル事業等についての行政視察にお見えになりました。

今定例会6月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げさせていただきますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（米村 和久君） ここで、6月11日に東京都において開催の全国市議会議長会第95回定期総会におきまして、永年勤続功労表彰が行われ、先ほど議長が申しましたように3名に賞状の伝達がありましたので御紹介を申し上げます。

小金丸益明議員は、平成15年10月、芦辺町議会議員に初当選され、その後、合併により市議会議員となられ、議員在籍15年以上で表彰を受けております。

豊坂敏文議員は、平成15年6月、勝本町議会議員に初当選され、その後、市議会議員となられ、同じく議員在籍15年以上で表彰を受けております。

町田正一議員は、平成15年10月、芦辺町議会議員に初当選をされ、その後、市議会議員となられ、議員在籍15年以上で表彰を受けております。

また、全国市議会議長会の建設運輸委員として、会務運営の重責に当たられていることで、小金丸議長が感謝状を授与されております。なお、議長につきましては、定期総会に出席をし、表彰状、感謝状を授与されておられますので、2名の方に、表彰状の伝達を行いたいというふう思います。

初めに、15番、豊坂敏文議員。

〔議長（小金丸益明君）、議員（15番、豊坂 敏文君）、
議員（10番、町田 正一君）演壇前へ移動〕

○議長（小金丸益明君） 表彰状、壱岐市、豊坂敏文殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。代読でございます。

〔議長（小金丸益明君）より議員（15番、豊坂 敏文君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（米村 和久君） 次に、10番、町田正一議員。

○議長（小金丸益明君） 表彰状、壱岐市、町田正一殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。代読でござ

ざいます。

〔議長（小金丸益明君）より議員（10番、町田 正一君）へ賞状伝達〕（拍手）

〔議長（小金丸益明君）、議長席へ、議員（15番、豊坂 敏文君）、

議員（10番、町田 正一君）、自席へ移動〕

○議長（小金丸益明君） ここで、私から今回受賞されました2名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

2名の議員におかれましては、このたび、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの榮譽を機に、この上とも御自愛いただきまして、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、お祝いの言葉といたします。

ここで、受賞者を代表して、豊坂敏文議員より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますのでこれを許します。豊坂敏文議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） おはようございます。受賞者を代表して、一言お礼の言葉を申し述べたいと思います。

ただいま全国市議会議長会会長の表彰状を頂戴いたしまして、身に余る光栄に存じているところでございます。また、議会を代表して小金丸議長から丁重なるお祝いの言葉を賜り、まことに心から厚くお礼を申し上げます。

私たちがこのたびの表彰を受けることができましたのも、ひとえに理事者をはじめ、議会、市民の皆様方からの温かい御指導と御鞭撻を賜ったことで、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

合併当初、平成16年3月1日から合併したわけですが、このときに、議会議員、市議会議員が全体で62名在籍しておりました。その中で、一般質問が4日間あった、合計37名の一般質問があったことを思い出しております。

そういう中での15年間もありましたが、今回の受賞を榮譽に、汚さぬように、さらに努力を積み重ね、壱岐市市政発展のため、それから、地域福祉向上のためにさらなる努力をし、新たな決意を持って取り組んでまいりたいと思っております。どうか皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単でございますがお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小金丸益明君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和元年壱岐市議会定例会6月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和元年春の叙勲が発表され、本市から4名の方が受章されております。元公立高等学校長の市山寛康様が瑞宝小綬章を、多年にわたり保護司を務めておられる小畑英治様が瑞宝双光章を、元国立療養所壱岐病院事務長の品川昭彦様が瑞宝双光章を、元石田町消防団副団長の久原芳文様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、この度の栄誉を心からお慶び申し上げます。

6月4日から5日に現在の会議形態となってからは初の離島開催となる第153回九州地方知事会議及び第35回九州地域戦略会議が壱岐の島ホールをメイン会場に開催されました。九州山口9県の知事又は副知事、九州経済連合会をはじめとする経済団体の役員等約140名の皆様が御来島され、「九州はひとつ」の理念のもと、政策連合による広域的課題の解決や取り組み等に向けた重要な協議が行われました。

当日は、保育所及び子ども園の子どもたちによる歓迎や物産展・壱岐牛・アスパラの試食等によるおもてなし、また、産業行政視察等も行われ、本市のPRに繋がったところであります。

この度、本市での開催を実現していただきました中村知事をはじめ、御尽力いただきました関係者皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後もこのようなイベントや会議等の壱岐市開催について取り組んでまいります。

次に市民皆様が主体となった協働のまちづくりの実現に向けて、小学校区を単位とした、まちづくり協議会の設立を進めております。

現在まで、行政区設置検討委員会において、「壱岐市まちづくり協議会集落支援員設置要綱」、「壱岐市地域協議会設置要綱」、「壱岐市まちづくり協議会推進計画」を策定し、まちづくり協議会の設立に向けた準備が整った状況でございます。

まちづくり協議会の設立に向けては、地域住民皆様の御理解と地域内における十分な協議が必要でありますので、先般開催いたしました各4町の自治公民館長会議をはじめ、要請があった地域については、職員が説明に出向き、浸透を図ってまいりました。

現在、小学校区を単位とする説明会を開催しておりますが、複数の地域においては、既に幹事会が立ち上がっており、集落支援員の募集を行った地域もあります。

今後も、SDGs 未来課を中心に、職員総力を挙げて、まちづくり協議会設立に向けた取組みを進めてまいります。

SDGs の推進については、島内での認知度向上に努めるため、今年度の「壱岐なみらい創りプロジェクト」をSDGs 対話会として実施し、SDGs に関する説明を行い、本市の未来について参加者の皆さんで考えていただく機会をつくるとともに、市内の各種団体や企業等へも周知を行い、行政だけでなく、全ての人に当事者意識を持っていただけるよう情報発信を行ってまいります。

また、今年度は市内2つの中学校において、「住み続けたいまちづくり運動」と題して総合学習の時間にSDGs を取り上げ、自分たちの将来、壱岐の未来について、子どもたちが考えた将来の壱岐のあるべき姿を大人へ伝える機会を設けることといたしております。

8月8日には、北九州市において、九州地区からSDGs 未来都市に選定された「北九州市・熊本県小国町」との連携事業として「SDGs フォーラム」を共同開催いたします。中高生のSDGs に関する普及活動や3市町のモデル事業の進捗状況等を発表し合うとともに、地域間連携による九州地区におけるSDGs の推進を呼びかけることを目的とし、本市からも島内の高校生が登壇する予定であります。

今後も、あらゆる機会を通じてSDGs の浸透を図るとともに、モデル事業を着実に推進してまいります。

次に、平成29年に発生した大雨による農地・農業用施設等災害復旧工事については、国庫補助金交付決定箇所526地区中、昨年度までに242地区で46%が完成している状況であります。今年度は、現時点で158地区を発注し、残り126地区となっております。

また、平成30年に発生した64地区については、平成29年災の発注完了後に、営農状況等を考慮して順次発注する予定といたしております。

一方、公共土木施設災害については、同年12月から工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害279箇所全てを工事契約し、内237箇所が完成しております。その他単独災害についても、84箇所中75箇所を契約し、内40箇所が完成しております。

平成30年発生災害は、国庫補助災害28箇所でありましたが、6月中に工事発注を行い、順次復旧を進めてまいります。

次に、交流人口の拡大についてでございますが、まず、観光振興についてでございます。

本市の観光動向の指標となる長崎県観光統計調査については、現在集計中であり、あくまで速

報値でございますが、平成30年の年間観光客延べ数は38万4,809人、対前年比0.1%減、観光客実数は23万548人、対前年比2.3%減であり、これは昨年6月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されて脚光を浴び、本市への来島が減少したことが大きな要因と分析しております。しかしながら、滞在型観光の促進によりまして、平均宿泊数は1.33泊、対前年比8.1%増、延べ宿泊客数15万4,261人、対前年比3.5%増、観光消費額56億5,442万5,000円、対前年比3.2%増となっております。

史上最長の超大型連休となった今年のゴールデンウィークには、多くの観光客にご来島いただき、市内各所が賑わいました。来年3月に開館から10周年の節目を迎える一支国博物館は、本年5月9日、入館者数95万人を達成し、島内外から多くの方々に御来館いただいております。

また、連休前の4月25日にリニューアルオープンした「壱岐イルカパーク&リゾート」は、10連休期間中6,327人の皆様に御来園いただきました。4月23日に開催したオープニングセレモニーでは、テレビ、雑誌など多くのメディアにも取材いただき、その効果もございまして、5月末時点の入園者数は約8,745人、内島外から4,512人の御来園をいただいております。

一方、残念な出来事として5月3日にイルカの死亡事故が1件発生しております。個体には目立った外傷等はなく、解剖時点では肺炎の可能性が見受けられるとの診断を受けており、現在、細胞を採取し、精密検査を依頼をいたしております。

今後、夏の観光シーズンに向けて、指定管理者とともに、さらなるサービスの充実と、しっかりと飼育管理、施設管理体制を構築し、より多くの皆様が足を運んでいただける本市の観光の目玉となるよう努めてまいります。

次に、福岡よしもと所属の寿一実、ケン坊田中、コンバット満、高田課長の4氏を、去る2月28日、壱岐市観光大使に委嘱いたしました。今回御就任いただいた4名の皆様は福岡市を中心に活動されており、早速、4月30日、よしもと天神ビブレホールで行われたお笑いライブにおいて、壱岐の観光と特産品のPRを行っていただきました。

また、5月12日から17日までの6日間、バスケットボール女子日本リーグで昨季準優勝を飾った「三菱電機コアラーズ」の皆様17名に、壱岐での春季キャンプを実施していただきました。滞在期間中には市内女子中学生選手を対象としたバスケットボールクリニックを開催していただくなど、一流に学ぶ素晴らしい機会も提供していただきました。選手の皆様からは、合宿地として高評価をいただいております。来春以降も継続して本市を選定していただけるよう積極的に取り組んでまいります。

6月9日に開催された壱岐サイクルフェスティバル2019については、島内外から549名の選手がエントリーされ、関係者などを含め多くの皆様に御来島いただきました。当日は、一部

交通規制を行い、市民皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。が、壱岐市消防団をはじめ、多くの皆様の御協力により、大きな事故等もなく盛会裏に終了することができ、改めて厚くお礼申し上げます。

次に、産業の振興についてでございますが、まず、農業の振興について。

畜産については、全国的な繁殖農家の高齢化や離農による子牛販売頭数の減少などにより、子牛価格の高騰が続いておりますが、本市の平成30年度の子牛平均価格は82万5,000円と前年比1万2,000円安となり、子牛出荷頭数も4,070頭で、前年度より174頭の減となったことから、畜産販売高全体では47億3,000万円の前年度より3億円減となりました。

6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり1万5,000円高の81万6,000円となっており、県内の他地区が下げ傾向の中、依然高い水準を保っております。

一方、6月3日に開催された成牛市においては、202頭が入場しており、繁殖雌牛の減少が危惧されるところでありますが、昨年度からの繰り越しとなった4棟と今年度3棟の牛舎建設を予定されており、計画ベースでは216頭の増頭が見込まれているところであります。

また、壱岐市農業協同組合による繁殖牛7,000頭の早期達成と更なる増頭意欲向上を目的に壱岐市和牛振興大会並びに令和4年の全国和牛能力共進会への機運を高めるため、壱岐市和牛共進会が開催される予定であります。

葉たばこにつきましては、移植後は天候に恵まれ、病虫害の被害も極めて少なく順調に推移しております。今後の水不足が心配されますが、豊作を期待をいたしているところでございます。

水稻については、高温耐性品種への転換が進んでおり、「つや姫」、「にこまる」、「なつほのか」の占める割合は全体の約55%に達しておりますが、今年度は5月に入って降水量が極端に少なく、水不足による被害が心配されます。

加えて、アスパラガス、かぼちゃ、加工用タマネギ等の他の作物にも水不足による被害が心配されますので、関係機関と連携して管理指導等を行ってまいります。

林業につきましては、本年度国の税制改革において、森林の整備等に使用する森林環境譲与税が創設されました。森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等の森林整備等に活用するため、今回、森林環境譲与税基金条例の制定について議案を提出いたしております。

水産業の振興につきましては、平成30年4月から平成31年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は14.2%減の2,750トン、漁獲高は4.5%減の26億4,600万円と漁獲量、漁獲高ともに減少しており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

主な原因といたしましては、水産資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの

不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、磯焼けによる藻場の消失などが考えられます。

このような中にありまして、水産業の振興を図るため、有人国境離島法による魚介類の海上輸送費を助成する輸送コスト支援事業や漁業用燃油対策事業、藻場の回復を目的とした磯根資源回復促進事業、「壱岐市ふるさと商社」を活用して販路の拡大を目指した商品の開発や掘り起こしなどに取り組んでおります。

その中でも、本年度から実施しております磯根資源回復促進事業につきましては、4月から5月にかけて1,500尾を越えるイスズミが捕獲されており、引き続きイスズミ駆除を推進してまいります。

今後も漁業者の皆様、そして、各漁協をはじめ、関係機関と連携し、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在154名を認定しており、県の次代を担う漁業後継者育成事業による漁業新規就業者は3名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により漁家経営の改善、新規就業者の確保に繋げていただくことを期待いたしております。

商工業の振興と雇用対策につきましては、雇用対策については、新規卒業生の島内就業を促すため、ハローワーク及び壱岐振興局と連携を図り、商工会への「早期求人申込」と「魅力ある職場づくり」への取組をお願いするなど、企業説明会や職場体験等を毎年実施しております。

また、本年度、新たな取組として、企業向けの採用力アップセミナーを6月11日に開催いたしました。

今後も、有人国境離島法の雇用拡充事業や新規高卒者等の地元就職を支援するふるさと就職支援事業の取組等、雇用対策に取り組んでまいります。

農水産物の輸送経費支援につきましては、有人国境離島法により既に実施しておりますが、本年度から離島活性化交付金を活用して、本市の経済と雇用の活性化に寄与している焼酎など4品目を戦略産品として指定し、製品の移出と原材料の移入に係る海上輸送費の支援を開始いたしました。現在、13事業者に御活用をいただいております。地元企業を積極的に支援することによって、地域の活性化及び定住促進を図ってまいります。

壱岐しごとサポートセンターについては、開設から2年を迎えようとしておりますが、平成30年度の実績としまして、目標相談件数500件に対しまして、新たに96事業者の皆様を含めて720件の相談をいただき、リピート率も89.6%の実績となっております。

今後とも、相談業務をはじめ、イキビズが行う様々なサポートの質の向上、イキビズの知名度向上を目指し、本市の経済浮揚に向けて、積極的に取り組んでまいります。

壱岐市ふるさと商社についても、開設から2年を迎えようとしておりますが、平成30年度の実績として、目標売上額2,000万円に対し、2,940万円の実績となっております。今月は、大阪及び東京での物産展を開催することとしており、今後も引き続き、壱岐産品の販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、平成30年度の市税の収入状況につきましては、現年度分は、調定額22億4,459万円に対し、収入額22億913万円で、収納率は98.42%、前年度を0.04ポイント上回りました。

滞納繰越分は、調定額2億5,591万円に対し、収入額は3,357万円で、収納率は13.12%、前年度から5.46ポイントと大幅に上回りました。

一方、国民健康保険税につきましては、現年度分が、調定額6億8,912万円に対し、収入額6億5,299万円で、収納率は94.76%となり、前年度を0.02ポイント下回りました。

滞納繰越分では、調定額2億5,179万円に対し、収入額は3,005万円で、収納率は11.94%、前年度を2.89ポイント下回っております。

以上が平成30年度市税等の収入決算額であります。

国内の景気は、米中貿易摩擦の激化による中国経済の減速によって大きな影響を受けつつあり、県内の経済情勢についても、人手不足の影響や海外経済の不確実性などに留意する必要があるとされています。

本市におきましても、基幹産業である第一次産業において、子牛販売における平均価格の高値が続く一方で、漁獲量、漁獲高の減少等の不安な要素もあり、市税等の徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も納税意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を行い、市民皆様や自治公民館長の皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいります。

また、滞納繰越分の徴収対策については、納税相談の強化や県との連携・協働による滞納整理を徹底し、累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年10月の消費税・地方消費税率の引き上げによる消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行を行うこととなり、今回、所要の予算を計上いたしております。今後、円滑な事業の実施に向けて、準備を進めてまいります。

壱岐子どもセンターにつきましては、今年4月からセンター長、看護師、保健師の正規職員を3名配置するとともに、新たに嘱託職員を1名採用し、職員体制を強化いたしました。昨年度マ

ンパワーの不足等によりまして休止していた子育て支援事業も再開しており、今後は関係機関との連携を更に強化し、職員のスキルアップを図りながら、療育や子育て支援事業などの充実に努めてまいります。

壱岐葬斎場改築工事につきましては、周辺地域皆様の御理解と御協力をいただき、現在地での建替えを進めており、現在工事に着手をいたしております。

現施設を稼働させながら現駐車場へ新施設を建設するため、新施設完成後に現葬斎場の解体及び駐車場整備・進入道路改良工事等を行うこととしておりまして、その間、駐車スペースが20台程度と限られるため、市民皆様には大変御不便をおかけいたしますけれども、整備完了までの間、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

市内学校施設の空調設備及びブロック塀安全対策事業については、前会議で繰越明許費の議決をいただき、空調設備を制限付一般競争入札にて実施し、5月27日に契約締結をいたしました。昨年の市議会12月会議での行政報告において、6月末を目標に取り組むとしておりましたが、諸般の事情で幼・小・中学校全体の設置が完了するのが7月25日となる見込みでございます。

また、ブロック塀安全対策事業につきましては、3月29日に「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の交付決定があり、今回、追加補正及び繰越明許費の増額を行っております。

次に、芦辺中学校校舎改築及び改修工事につきましては、前会議で3カ月程度の遅れがあることから、繰越明許費の議決をいただき、7月末完成としておりましたが、さらに遅れが生じたため8月末の完成となり、2学期から新校舎で授業を開始することとなります。

次に、防災、消防・救急でございますが、まず、防災対策について。

これから、本格的な梅雨、そして台風の時期となりますが、ここ数年、全国で豪雨による大規模災害が続発しており、気象庁の統計でも、全国の1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数が増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、関係機関や団体から参加をいただき、5月31日に島内危険箇所の防災パトロールを実施いたしました。今後も、関係機関等と十分に連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

市民皆様には、日ごろの備え、避難場所の確認など、今一度、防災対策の確認をお願いいたします。

消防・救急につきましては、本年5月末現在の災害発生状況を見ますと、火災発生件数16件、救急発生件数722件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災は2件の減、救急は13件の減となっております。

今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されます。屋外での作業等の

折には、こまめな水分補給を行っていただき、また、室内においても室温や湿度が高くなることで熱中症になる恐れがありますので、エアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分御注意されますようお願いをいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和元年度補正予算の概要は、一般会計補正額3億8,200万円、各特別会計の補正総額170万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億8,370万7,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は240億5,200万円で、特別会計につきましては85億6,129万2,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成30年度予算の専決処分の報告2件、予算の繰越明許費繰越計算書の報告3件、条例の制定・改正に係る案件5件、計画の策定・見直し2件、令和元年度予算案件2件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

日程第5．報告第1号～日程第18．議案第9号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第1号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告についてから、日程第18、議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上14件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案等につきましては、担当部長及び課長等に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） おはようございます。

報告第1号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について御説明

申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定のより報告するものでございます。

本日の提出でございます。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

専決第1号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億5,300万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

専決処分の主な内容といたしましては、地方譲与税及び地方消費税交付金、特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定による事業費の調整とそれに伴う地方債の変更、また、財源として計上しておりました基金繰入金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金、ふるさと応援基金、合併振興基金など、充当事業の実績に合わせた補正を行ったものでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正は、平成31年3月会議で議決をいただいております小中学校のブロック塀安全対策工事につきまして、国からの追加内示に伴う事業費の増額により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の限度額について増額するものでございます。

5から9ページにかけまして、第3表、地方債補正について記載しております。

各起債対象事業費の確定により、起債の限度額をそれぞれの表に記載のとおり、補正後の限度額を変更しております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入につきまして説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定により、それぞれ増額補正して

おります。

16から17ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税まで、交付額の確定によりそれぞれ増額補正しております。

14款国庫支出金、教育費国庫補助金は、芦辺小学校屋内運動場及び芦辺中学校校舎改築事業、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業につきまして、それぞれ事業費の精査に伴う補正を行っております。

15款県支出金、市町村権限委譲等交付金は、交付額の確定により減額補正しております。

18から19ページをお開き願います。

16款財産収入、アワビ種苗売払収入は、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので1,081万6,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、18款基金繰入金の補正は、過疎地域自立促進特別事業基金で、離島航路新規路線対策事業、漁業用燃油対策事業等の実績に合わせ、8,550万円を増額するほか、ふるさと応援基金、沿岸漁業振興基金、合併振興基金、地域福祉基金、老人ホーム施設整備基金につきましても、充当事業の実績に合わせましてそれぞれ補正しております。

次に、21款1項市債の補正につきましても、起債対象事業費の精査に伴い、辺地・過疎対策事業、合併特例事業、災害復旧事業などにつきまして、それぞれ事業の実績に合わせた補正を行っております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成30年度3月31日専決補正予算概要で御説明いたします。

2から3ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金は、歳入の財産収入で説明いたしましたアワビ種苗等の出荷数の増によるもので、1,081万6,000円を増額して積み立てております。

4から5ページをお開き願います。

9款2項小学校費から4項幼稚園費の補正につきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、芦辺小学校屋内運動場及び芦辺中学校校舎改築事業、小中学校・幼稚園の空調設備設置事業、ブロック塀安全対策事業につきまして、それぞれ事業費の精査に伴う補正を行っております。

その他、起債対象事業費の確定による事業費の精査及びそれに伴う地方債、基金繰入金等の充当財源につきまして、調整を行っております。

8ページをお開き願います。

基金の状況の見込みにつきましては記載のとおりでございます。

次に、補正予算書、第9号の32ページに、地方債現在高の見込みに関する調書について記載をいたしておりますが、平成30年度末現在高見込み額が292億9,724万1,000円となっております。

以上で平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 報告第2号について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、次のとおり専決処分を行いました。

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,449万2,000円とします。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算によります。

地方債の補正、第2表、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

平成31年3月31日の専決でございます。

2ページをお開きください。

専決処分の内容でございますが、歳入財源で公共下水道事業の実績により、市債を330万円減額し、それに伴います一般会計繰入金を減じる財源調整を行っております。

また、歳出では、施設整備費、事業箇所の減により、工事請負費等を減額しております。

4ページに地方債補正の変更を記載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第3号平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、先に議決をいただいております繰越明許費に、今回の専決処分に係る変更分を加えました総額46億2,888万2,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は41億5,889万6,260円でございます。

主なものは、市役所庁舎耐震改修事業、壱岐葬斎場建設事業、道路橋梁新設改良事業、小中学校・幼稚園空調設備設置事業、芦辺中学校校舎改築改修事業、壱岐島開発総合センター耐震化事業、農地及び農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰り越し額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 報告第4号について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

次のページをお開き願います。

公共下水道事業大谷地区管路布設工事の分と、芦辺地区漁業集落排水整備事業舗装復旧工事等の分で、繰越明許費は、先に議決をいただいております予算計上額7,420万円のうち、実際に繰り越した額は3,596万8,760円となりました。

以上で説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第5号平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成29年度の公共土木施設災害復旧事業に係る事故繰越計算書を調整したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書により、昨年の市議会定例会6月会議で報告しておりました翌年度繰り越し額のうち、支出負担行為がなされたものが10億8,410万5,953円でございます。このうち、まだ支出がなされていないものが1億210万8,800円、さらに今後支出負担行為予定のものが289万1,200円で、この合計額1億500万円を事故繰越によって翌年度へ繰り越した額としております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成29年度の補正予算で計上をされ、平成30年度への繰り越し事業となっておりますが、工事施工中の現場に崩落の兆候が見られたことから、工事を一時中断し、地質調査と工法変更の検討が必要となったため、繰り越し年度内での完成が不可能となり、今回事故繰越の手続を行ったものでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第1号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることから、本市の条例で定める使用料・手数料について所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものでございます。

制定内容は、本市の条例で定める使用料及び手数料のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となるものについて、消費税及び地方消費税の税率引き上げ分に相応した引上げを行うものとするものでございます。

当該議案の対象条例は42の条例でございます。今回の使用料及び手数料の改定に当たりましては、消費税法改正法及び地方税法改正法の規定により、消費税引上げ分の添加としております。

また、その消費税率の引上げに伴う端数処理は、10円未満の端数について切り捨てを基本としております。ただし、公営企業等の特別会計や指定管理者が管理する施設の使用料等については、事業全体としての収入の増加率、すなわち値上げ幅がおおむね2%以内になるよう、切り上げ、切り捨ての端数調整を行っております。

なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づくものは、その改正内容のとおりとしております。

1ページをお開きください。

まず、この条例の構成でございますが、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、改正対象となる条例を整備しやすいよう担当部局ごとに分類し、章立てとしております。

次に、各条例の一部改正を条立てにより規定をさせていただいております。

27ページをお願いします。

附則につきましては、第1項で施工期日を令和元年10月1日といたします。経過措置が必要なものにつきましては、関係条例ごとに附則第2項から第11項に規定しております。

なお、消費税の非課税取り引きの例といたしましては、住民票、戸籍抄本などの行政手数料、火葬料、埋葬料、助産費用、介護保険サービス、社会福祉サービス、また、学校教育法の規定による学校の授業料、施設整備費等、そして、住宅の貸し付け、これは家賃のうち住宅として利用する部分のみ非課税となり、店舗や事業所などの事業用の部分は課税対象となっております。

次に、土地の譲渡でございますが、貸し付け期間が1カ月未満や駐車場等の貸し付けは課税対象となっております。

また、利子、保険料、保証料等は、非課税の内容となっております。

それでは、各章番号の順に、担当部局ごとに説明をさせていただきます。

第1章、総務部関係は、第1条から第5条でございます。

まず第1条、壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市自動車駐車場条例の第3条の駐車場を利用する場合の利用料につきましても、消費税の課税対象施設となります。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表1ページに記載のとおりでございます。

対象となる駐車場は、郷ノ浦港駐車場、江上駐車場、印通寺本町駐車場、目坂駐車場でございます。

次に、第2条、壱岐市テレワーク施設条例の一部改正について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

テレワーク施設は、テレワークセンターとシェアハウスがございまして、それぞれの区分ごとに使用料の設定をしております。

改正内容につきましては、新旧対照表の2ページに記載のとおりでございます。

次に、第3条、壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市芦辺浦住民集会所条例第5条に、施設を使用する場合の使用料につきましては、1階事務所部分や2階会議室を使用する場合の使用料でございますが、消費税の課税対象施設となります。

改正内容につきましては、新旧対照表3ページに記載をしているとおりでございます。

次に、第4条、壱岐市自動車教習所条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市自動車教習所条例第7条に、管理代行に伴う施設を使用する場合の使用料、また、同条例第4条の教習所施設等の利用の承認を受けた者の使用料の別表第1から第3に記載された運転練習のためのコース使用料、また、本科・補習科・練習科が消費税の課税対象となりますので、引上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表4ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、第5条、壱岐市三島航路事業条例の一部改正について御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

三島航路の運賃につきましては、大別して8種類がございます。今回の消費税率引上げに伴う運賃改定につきましては、国土交通省海事局からの指示に基づき改正を行っております。

基本的事項といたしましては、計算方法は、現行運賃に108分の110を乗じて得た額となります。端数処理については、10円未満四捨五入です。さらに運賃等の種類別に調整を行い、全体として108分の110以内の増収となるよう設定をしております。増収額の比較計算は、平成30年度実績に基づくこととなっております。

改正内容につきましては、資料1、新旧対照表8ページから10ページに記載をしておりますとおりでございます。

なお、今回の改正に当たっては、生活航路として影響を大きく受けることとなります三島の島民代表者を中心に構成されております壱岐市三島航路事業運営委員会を本年5月15日に開催いたしまして、改正の趣旨及び内容について御説明申し上げ、御理解をいただいているところでございます。

以上で、第1章の説明を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第1号に係る第2章、企画振興部関係につきまして御説明をさせていただきます。

企画振興部関係では、第6条から第17条まで7件でございます。

第6条、壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について。

壱岐市ケーブルテレビ施設条例第11条、使用料について、基本使用料及びインターネット基本使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の11ページに記載のとおりでございます。

次に、第7条、壱岐市魚菜市场条例の一部改正について。

壱岐市魚菜市场条例第8条、別表のシーフードセンター朝市売場の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の12ページに記載のとおりでございます。

次に、第8条、壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正について。

壱岐市商工業等研修施設条例第7条、施設の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の13ページに記載のとおりでございます。

次に、第9条、壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について。

壱岐市営印通寺共同店舗条例第3条、別表の店舗の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の14ページに記載のとおりでございます。

次に、第10条、マリンパル壱岐条例の一部改正について。

マリンパル壱岐条例第4条、別表のイベントホール、コンコース、2階待ち合いコーナー、2階ホールの利用料金を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の15ページに記載のとおりでございます。

次に、第11条、サンドーム壱岐条例の一部改正について。

サンドーム壱岐条例第4条、別表の施設使用料金を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表16ページ、17ページに記載のとおりでございます。

次に、第12条、壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正について。

壱岐市シーサイド小水浜条例第3条の施設の使用料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の18ページに記載のとおりでございます。

以上で、第2章、企画振興部関係の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 第3章、市民部関係について御説明をいたします。

関係条項は、第13条及び第14条でございます。

議案の8ページをお開き願います。

第13条におきまして、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容につきましては、資料1の19ページから21ページの新旧対照表をご覧ください。

記載のとおり、別表において規定いたしております勝本町ふれあいセンターかざはや、芦辺町クオリティライフセンターつばさ及び石田町総合福祉センターに係る施設の各種使用料について改正するものでございます。

次に、議案の10ページをお開き願います。

第14条におきまして、壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表22ページをご覧ください。

記載のとおり、第3条において規定しております居宅使用料について改正するものでございます。

以上で、第3章、市民部関係の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 第4章、保健環境部関係について御説明をいたします。

議案10ページからでございます。

初めに、第15条、壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正につきましては、壱岐市国民健康保険直営診療所条例第4条、診断書及び証明書の発行手数料が消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の23ページに記載のとおりでございます。

次に、第16条、壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、壱岐市廃棄物処理及び清掃に関する条例の第13条、廃棄物の処理手数料が消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表24ページに記載のとおりでございます。

最後に、第17条、壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正につきましては、壱岐市自給

肥料供給センター条例第6条の液肥散布収集原料の受け入れに伴う使用料につきましても消費税の課税対象となりますので、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表25ページに記載のとおりでございます。

以上で、保健環境部関係についての説明を終わります。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 第5章、農林水産部関係の条例改正について御説明いたします。

第18条から第24条までの7件の条例改正となります。

議案関係資料、新旧対照表にて御説明をいたしますので、26ページからお開き願います。

第18条、壱岐市堆肥センター条例の一部改正でございます。

堆肥センター使用料等の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

次に、27ページから29ページでございます。

第19条、壱岐市農業機械銀行条例の一部改正でございます。

壱岐市農業機械銀行については特別会計であり、運営協議会に図りまして改正を行っております。機械の使用料の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、30ページでございます。

第20条、壱岐風民の郷条例の一部改正でございます。

施設の使用料の改正内容は、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、31ページでございます。

第21条壱岐出合いの村条例の一部改正でございます。

改正に当たっては、指定管理者と協議しまして、経営上、宿泊料については100円単位としております。

別表第1中、農林漁業体験実習館の宿泊料、小学生児童については、実際は2,930円になりますが、30円を切り捨て、2,800円を2,900円に改めております。

また、別表第2のコテージの使用料についても、実際は1万5,710円になりますが、これも10円を切り捨て、1万5,400円を1万5,700円に改めております。

続きまして、32ページでございます。

第22条、壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正でございます。

使用料改正内容については、別表に記載のとおりでございます。

続きまして、33ページでございます。

第23条、壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正でございます。

第4条の使用料第2項中、2,050円を2,080円に改めております。

続きまして34ページから37ページでございます。

第24条、壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正でございます。

別表の1、郷ノ浦港ターミナルビル使用料、同表の2、芦辺港ターミナルビル使用料及び同表の3、印通寺港ターミナルビル使用料の改正内容については、別表に記載のとおりでございます。

以上で、第5章、農林水産部関係の説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 第6章、建設部関係の条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案の15ページをお開き願います。

第25条と28条、29条の条例の一部改正となります。

まず、第25条、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用汚水栓の基本料及び超過料金を改正しております。共用汚水栓についても記載のとおりでございます。

次に、第28条、壱岐市下水道条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用汚水栓の基本料金及び超過料金を改正をしております。共用汚水栓についても記載のとおりでございます。

次に、第29条、壱岐市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

別表1の専用水栓の基本料金及び超過料金を改正をしております。共用水栓についても記載のとおりでございます。

また、水道給水加入金についてはでございますが、合計別に改正をしております。

具体的な改正内容につきましては、資料1の新旧対照表39ページから48ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

以上で、建設部関係の説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 第7章、教育委員会関係の条例改正について御説明いたします。

教育委員会関係、第30条から第41条までの12件及び、建設部関係第26条と第27条、2件の条例改正となります。

議案関係資料、新旧対照表にて御説明をしますので、49ページからお開き願います。

まず、第30条、壱岐市公民館条例の一部改正について。

第11条関係の別表で、会議室の使用料を定めています。公民館使用料につきましては、集会場、和室、研修室、視聴覚室、その他、調理実習室、それぞれ記載のとおり改正をしております。

次に、第31条、壱岐西部開発総合センター条例の一部改正について。

第9条関係の別表で、会議室等の使用料を定めています。大ホール、小会議室、婦人研修室、調理実習室の基本使用料及び冷暖房装置使用料の改正をしております。その他の研修室については、夜間の基本使用料300円を310円に改正しています。夜間の基本使用料と冷暖房装置使用料は据え置きとなります。

次に、第32条、壱岐島開発総合センター条例の一部改正について。

第9条関係の別表で会議室等の使用料を定めています。大集会室、小会議室の使用料をそれぞれ記載のとおり改正をしています。小会議室の超過1時間当たりの使用料は据え置きとなっております。

次に、第33条、壱岐市体育施設条例の一部改正について。

第3条関係で、別表2、体育施設の使用料を定めています。天ヶ原グラウンド以下9施設の使用料について、記載のとおり改正をしています。

次に、第34条、壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について。

第9条関係の別表で、種別により使用料を定めており、記載のとおり改正をしています。

次に、第35条、壱岐市勝本B&G海洋センター条例の一部改正について。

第8条関係で、別表2、体育館の使用料を定めており、体育館全面使用料510円を520円に改正をしています。

次に、第36条、壱岐市文化ホール条例の一部改正について。

第7条関係で、別表2、大ホール棟の各部屋及び中ホール棟の各会議室、屋外広場の使用料を定めており、時間区分の基本使用料と冷暖房料を記載のとおり改正をしています。

次に、第37条、壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について。

文化財展示施設は、小金丸記念館、風土記の丘、松永記念館、ふるさと資料館があります。各施設の入館料については、無料から100円と低額なため、今回の消費税改正による引上げには該当しませんが、使用料については、第9条中、小金丸記念館2階、1日につき1,000円を1,010円に改正しています。

次に、第38条、原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について。

これは、原の辻ガイダンスの体験交流室及び地域振興室の使用料です。

第5条関係で、別表の地域振興室の基本使用料、1カ月当たり5万円を5万920円に改正を

しています。

次に、第39条、壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正について。

第6条関係で、別表にグラウンド夜間照明施設の使用料を定めており、30分当たり800円を810円に改正しています。

次に、第40条、壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正について。

第8条関係で、別表にゲートボールコートの使用料を定めています。照明施設を利用しない場合、6,170円を6,280円に改正しています。

また、営利を目的として利用する場合、4,110円を4,190円に改正し、照明施設を利用する場合については、別途徴収の1時間当たり820円を830円に改正をしています。

次に、第41条、壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正について。

第7条関係で、別表に大集会室ほか各部屋の使用料を定めており、記載のとおり改正をしています。

次に、第6章建設部関係で、教育委員会所管の施設の条例の一部改正について御説明をいたします。

戻りまして、41ページをお開き願います。

第26条、壱岐市都市公園条例の一部改正について。

現在、壱岐市では、6つの都市公園を定めています。弁天崎公園、亀丘公園、大谷公園、今宮公園、金毘羅公園、元居公園でございます。そのうち、有料公園施設がある大谷公園の使用料の改正です。

第11条関係で、別表第2の2に第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の料金改定を、記載のとおり改正をしています。

また、別表第2の3の有料公園施設を利用する場合、各有料施設ごとに記載のとおり改正をしています。

最後に、第27条、壱岐市特定地区公園条例の一部改正について。

第9条関係で、別表第2中、青嶋公園における利用料について、記載のとおり改正をしています。

また、別表第2の2に第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の料金改定を、記載のとおり改正をしています。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 第8章、消防本部関係について御説明いたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部改正、第42条の1件でございます。

改正内容は、危険物施設のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を改正するものです。

改正額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、消防本部関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第2号及び第3号について御説明いたします。

議案第2号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本条例が参酌している国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料70ページから72ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

主な改正内容を御説明します。大きくは2点でございます。

まず1点目でございますが、保育所等との連携に係る改正でございます。

新旧対照表70ページをご覧ください。

家庭的保育事業者等は、利用授乳児に対する保育が適正かつ確実に行われ、さらに、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、このたびの改正によりまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。ただし、この場合においても、家庭的保育事業者等は、利用定員が20名以上である企業主導型保育事業に係る施設、または、市が運営

支援を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものでございます。

2点目に、食事の提供の経過措置に係る改正でございます。

新旧対照表の72ページをご覧ください。

法の施行日以後に家庭的保育事業の認可を受けたもののうち、家庭的保育の居宅以外で保育を提供している事業者については、自園調理への意向に向けた努力義務を課しつつも、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

その他につきましては、省令改正に伴い、字句などの修正が生じた箇所を整備するものでございます。

施行期日については、附則のとおり、交付の日でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本条例が参酌している国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものです。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料73ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照を願います。

主な改正内容を御説明いたします。

新旧対照表73ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業を行うために配置しなければならない放課後児童支援員については、これまで保育士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定研修を終了した者でなければならないとされておりましたが、このたびの改正により、放課後児童支援員認定研修につきましては、研修需要に適切に対応できるようにするため、都道府県知事に加え、政令指定都市の長も実施できることとされたものでございます。

施行期日につきましては、附則のとおり、交付の日でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 続きまして、議案第4号壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

壱岐市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、森林の間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び、その促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

次のページをお開きください。

第1条は、設置についての規定でございます。

第2条は、積み立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は、管理について。

第4条は、運用益金の処理について。

第5条は、繰替運用について。

第6条は、処分について規定しております。

次のページをお開きください。

第7条は、委員について規定しております。

附則としまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第5号について御説明いたします。

議案第5号壱岐市火災予防条例の一部改正について。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正の内容でございますが、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから、第16条第

1 項中の日本工業規格を日本産業規格に改めるものです。

第 29 条の 5 につきましては、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格省令を定める省令において、種別は 1 種ということから、現行の規格省令に合わせるため、第 1 号中の作動時間が 60 秒以内を種別が 1 種に改めるものです。

また、第 6 号を第 7 号とし、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合、住宅用防災警報器等の設置を免除できる旨の改正がされたため、第 6 号として加えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行とします。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行とします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第 6 号及び議案第 7 号について、続けて御説明をいたします。

まず、議案第 6 号過疎地域自立促進計画（変更）の策定についてでございます。

過疎地域自立促進計画（変更）を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市道黒崎線道路改築事業、市道半城里線ほか 7 線補修事業、壱岐葬斎場建設等関連工事、消防用移動式高圧コンプレッサー購入及び小中学校屋外施設工事に過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

次に、議案第 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について御説明をいたします。

渡良 A 辺地（変更）、長島辺地（変更）、柳田 B 辺地（変更）、初山 A 辺地（変更）、布気辺地（変更）、深江辺地（変更）、諸吉辺地（変更）、国分辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、筒城辺地（変更）、渡良 B 辺地及び西可須辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、渡良 A 辺地は市道麦谷線道路改良工事、長島辺地は郷ノ浦地区第 7 分団 2 部小型動力ポンプ購入事業、柳田 B 辺地は市道住吉船橋線道路改良事業、初山 A 辺地は市道初山中央線改良事業、郷ノ浦地区第 7 分団 2 部小型動力ポンプ積載車購入事業及び壱岐市第 2 堆肥センター施設機能保全事業、布気辺地は勝本海洋センタープール上屋修繕事業、深江辺地

は芦辺地区第4分団小型動力ポンプ購入事業、諸吉辺地は市道八幡芦辺線道路改良事業、国分辺地は芦辺地区第8分団小型動力ポンプ購入事業、箱崎本村辺地は芦辺堆肥センター施設機能保全及び攪拌機更新事業、筒城辺地は石田地区第4分団小型動力ポンプ積載車購入事業及び壱岐市堆肥センター施設機能保全事業、渡良B辺地は市道井良坂線道路改良事業及び市道西中線改良事業、西可須辺地は市道丘中田大久保線道路改良事業に辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議決をいただいた後、辺地に係る総合整備計画を総務大臣へ提出することになっております。

次の1ページから12ページに、各辺地の事業計画を添付しております。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億5,200万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加・変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4から5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1追加で、農林水産業債の限度額410万円は、県営自然災害防止事業に係る市の負担金に対するものでございます。

次に、災害復旧事業債の限度額560万円は、単独事業として実施する公共土木施設の過年災害復旧事業に係るものでございます。

次に、2変更で、合併特例債の限度額3億6,560万円を2億7,580万円に、8,980万円を減額しております。発行限度額に合わせた調整を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

2款4項1目森林環境譲与税は、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため新たに創設された国税として、個人住民税均等割と合わせて課税徴収されるもので、各自治体に配分される譲与税につきましては、譲与基準に応じまして今年度から配分されることとなっております。今年度の試算額として、306万6,000円を計上しております。この配分額につきましては、森林環境譲与税基金へ全額積み立てるものとし、森林環境保全事業の財源として充当するものとしております。

次に、9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化の実施に当たり必要となります子ども・子育て支援システムの改修に対し、国から全額交付されるもので、536万2,000円を計上をしております。

次に、10款1項1目地方交付税は、不足する一般財源につきまして、普通交付税で6,329万4,000円を増額しております。

次に、14款2項2目民生費国庫補助金で、プレミアム付商品券事業費及び事務費補助金は、消費税率の引上げに伴い、非課税者や3歳児未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するなどの目的で発行されますプレミアム付商品券につきまして、対象者8,000人の見込みに対し、商品券のプレミアム差額5,000円分につきまして、国からの補助金4,000万円と100%の事務費補助金2,081万2,000円を追加しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金は、国・県の補助事業内示に伴う事業として、畜産競争力強化対策整備事業補助金など総額で5,447万6,000円を追加しております。

12から13ページをお開き願います。

20款4項2目雑入、プレミアム付商品券事業は、商品券の売り払い収入として1億6,000万円を、コミュニティー助成金は、箱崎中山触公民館のコミュニティーセンター建設のほか、石田町自治公民館連絡協議会の備品整備などに対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、総額で1,500万円を追加しております。

21款市債につきましては、4ページの第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料3の令和元年度6月補正予算（案）概要で説明をいたします。

資料の2から3ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費プレミアム付商品券事業は、申請書引きかえ券の郵送料、商品券の販売及び換金業務委託料など事業に係る経費につきまして、2億2,047万9,000円を計上しております。

次に、4から5ページにかけまして、5款1項3目農業振興費におきましては、農事組合法人や生産組合などが行う設備や機械導入に対し、国・県の30から50%の補助を受けて支援をいたします。儲かるながさき水田経営育成支援事業など4件の事業、合計で3,048万円を計上しております。

また、6から7ページで、同じく4目畜産業費畜産競争力強化対策整備事業は、当初平成30年度県単独補助事業として予算化し、平成31年度への繰り越し事業としておりましたが、平成30年度限りで本事業が廃止となったことに伴い、予算繰り越しが不可となったため、今回改めて国の補助事業で採択されることとなり、今年度への予算組み替えを行うもので、2,955万4,000円を追加しております。

次に、10から11ページをお開き願います。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、過去の被災と見られる市道の横断暗渠の崩壊及び一部閉塞について早期復旧を図るため、今回単独の起債事業として565万円を計上しております。

以上で、議案第8号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第9号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,366万4,000円とします。

2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項8目介護保険事業補助金につきまして、介護保険制度改正システム改修事業費補助金85万3,000円を追加し、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金85万4,000円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきまして、本年10月に実施予定の介護職員等特定処遇改善加算と消費税の引上げに伴うシステム改修委託料170万7,000円を追加

をいたしております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第19. 要請第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第19、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

ただいま上程いたしました要請第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月18日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時10分散会
